

令和4年1月25日現在、愛知県内では5市が導入をしているパートナーシップ（ファミリーシップ）制度。導入5市の制度設計を見ますと、大きな方向は同じですが、少しずつ差異があります。

特に、そのまちの理念を示すこととなる「趣旨」「パートナーシップの定義」「宣誓できる要件」について、以下のとおりとなっています。

市町村名	西尾市	豊明市	豊橋市	豊田市	蒲郡市
要綱名	西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	豊明市パートナーシップの宣誓に関する要綱	豊橋市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱	蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
施行日	令和元年9月1日	令和2年5月1日	令和3年4月1日	令和3年7月16日	令和4年1月4日
趣旨	第2次西尾市男女共同参画プランの基本理念に基づき多様性を認め合える男女共同参画社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	第5次豊明市総合計画に掲げる「みんなでつなぐしあわせのまちとよあけ」をめざし、すべての市民の人権を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、誰もがこころ豊かに暮らせるまちをめざし、パートナーとなる2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。	互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	豊田市総合計画のまちづくりの基本的な考え方において示される様々な人が持つ価値観などを「共有する豊かさ」が重要となることや、多様な働き方・暮らし方の選択肢の創出などによる一人ひとりの幸せの実現や満足度の向上を前提とし、第4次とよた男女共同参画プラン（クローバープラン）の基本理念「誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会」に基づき、多様性を受け入れるダイバーシティ社会の実現を目指し、性的少数者に係るファミリーシップ宣言について必要な事項を定めるものとする。	互いの違いを認め合い、誰もが社会のあらゆる分野に参画し、希望に沿った生き方を選択できる社会及び多様な個性を生かした魅力のあるまちの実現を目指すため、パートナーの関係にある二者が、その自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
パートナーシップの定義	一方又は双方が性的マイノリティである2人が、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、いわゆるパートナーシップ関係	お互いをパートナーとして、その生活をともにしている又はともにすることを約束した2人の関係	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係及び、当該パートナーの一方又は双方の実子又は養子（以下子とする）を始めとした近親者を含めた関係	互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係
宣誓の要件	(1) 双方が成年に達していること。 (2) 本市に住所を有している（市内への転入を予定している場合も含む。）こと。 (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	(1) 双方が20歳以上であること。 (2) 双方がともに市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。 (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップを結んでいないこと。	(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。 (2) 共に宣誓をしようとする者の少なくとも <u>もいづれか一方が、豊橋市内に住所を有する者又は宣誓の日から3か月以内に豊橋市内への転入を予定している者であること。</u> (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がない者であること。 (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにない者であること。 (5) 共に宣誓をしようとする者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）。	(1) 双方が民法（明治29年4月27日法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。 (2) 双方が本市に住所を有している（ <u>宣言日後3か月以内に市内への転入を予定している場合も含む。</u> ）こと。 (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）がないこと。 (4) 双方とも他の者とファミリーシップ宣言又はそれに類するものをしていないこと。 (5) 宣言をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、宣言をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。	(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。 (2) <u>市内に住所を有し、又は宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定していること。</u> (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。 (4) 当事者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係（当事者同士がパートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより、当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。